

反社会的勢力排除に関する基本方針

みらい証券株式会社

平成 22 年 1 月 1 日制定

当社は、反社会的勢力排除に関して当社および役職員が遵守すべき基本方針を以下の通り定めます。

- 1 反社会的勢力とは取引を含め一切の関係を遮断します。
- 2 既に取り引をされている方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な処置を速やかに講じます。
- 3 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、いかなる理由であっても事案を隠蔽するための裏取引には一切応じません。また、反社会的勢力に対する資金提供や便宜供与（以下、不当要求、裏取引、資金提供等の行為を総称して、「不当要求等」といいます）は行いません。
- 4 反社会的勢力による不当要求等に対しては民事・刑事の両面から法的対応を行います。そのために、平素から警察・暴力追放運動推進センター・日本証券業協会・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 反社会的勢力への対応については、経営陣以下組織として対応し、役職員の安全確保に取り組めます。

以上